

飼料安全対策の推進（継続）

50（53）百万円

2,345（2,513）百万円の内数

対策のポイント

飼料が安全に生産されるよう、各ポイントにおける手順書等の策定及び飼料の地域段階での安全性の確保のための取組を進めます。

（ガイドラインに基づく手順書等の策定）

飼料への有害物質の混入防止を図るため、ガイドラインを制定することとしており、そのガイドラインに基づき輸入業者等が定める各ポイントにおける手順書を作成することで飼料等の安全確保を図ります。

（飼料安全法令等の遵守に関する対応）

都道府県が行う飼料安全法令の遵守に必要な地区講習会、巡回指導、立入検査等の普及、監視及び指導対策を支援します。

政策目標

飼料の安全性を確保するため飼料への有害物質混入を防止するとともに、飼料安全法令等の遵守対策を支援。

<内容>

1. 事業内容

（1）飼料への有害物質混入防止の検討

飼料への有害物質の混入防止を図るため、飼料の輸入・製造段階等の各ポイントにおける手順書（SOP）等の策定のための検討会の開催等、具体的な有害物質の混入防止対策の検討を行います。

畜産安全対策事業における流通飼料対策事業費補助金 50（53）百万円

（2）飼料安全法令等に関する普及等の推進

関係機関が連携した指導体制の整備、飼料安全法令等の普及、監視及び指導の推進、飼料の安全性監視のための調査分析の実施のための支援を行います。

食の安全・安心確保交付金 2,345（2,513）百万円の内数

2. 事業実施主体 (1) 民間団体等 (2) 都道府県

3. 補助（交付）率 (1) 定額 (2) 定額（1/2以内）

4. 事業実施期間 (1) 平成12年度～20年度
(2) 平成17年度～21年度

【担当課：消費・安全局 畜水産安全管理課 (03)3502-8206（直通）】